

天理教里親活動に関する予備的考察

桑畑 洋一郎

要旨

本稿は、天理教里親活動に関する社会学的研究を今後拓くための予備的考察として、天理教里親活動が社会的にどのように論じられるべきか、論点を導出することを目的とするものである。

厚生労働省が、今後の社会的養育の重心をさらに里親に置こうとしているように、里親活動には社会的注目が集まっている。また、それを反映して、社会学においても里親に関する研究は蓄積されてきた。

一方で、本稿で主題とする天理教里親活動について注目がなされてきたことは非常に少ない。しかしながら天理教里親は、養育里親の1割から2割を占めるとする指摘もあるように、里親活動の重きを占めており、日本における里親活動を研究する上で避けては通れない論点の1つであると思われる。

そこで本稿では、注目がなされるべきでありながらそれほど注目がなされていない、この天理教里親活動に関する今後の社会学的研究の基盤を作るために、従来天理教里親活動について論じられてきたことを確認し、何が論じられておらずゆえに今後論じられるべきか、論点を導き出すことを目的とする。

結果、本稿においては、今後天理教里親活動に関して論じられるべきこととして、「天理教里親は何をやっているのか」「天理教里親たちは集団として何をやっているのか」「信仰実践が公的に許容されたのはなぜか」という3つの問いが導出された。今後は、現在筆者が既に着手している天理教里親へのインタビュー調査をさらに重ね、これらの論点を中心とした研究を展開していくこととしたい。

1. はじめに

本稿は、天理教里親活動に関する社会学的研究を今後拓くための予備的考察として、天理教里親活動が社会的にどのように論じられるべきか、論点を導出することを目的とするものである。

2017年8月2日に、厚生労働省から「新しい社会的養育ビジョン」が提示された（厚生労働省2017）。そこでは、乳幼児の家庭養育を原則とすることが打ち出され、

実親支援や養子縁組の利用促進を進めた上で、愛着形成等子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ、フォスターリング機関の整備と合わせ、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上に向けた取組を今から開始する。これにより、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託

率 50%以上を実現する(平成 27 年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。(厚生労働省 2017: 4)

とされ、当時 2 割に満たない状況にあった里親委託率を 50%から 75%程度にまで引き上げることが目標として掲げられた。このように、里親制度については、今後日本における代替養育を主として担うものであると位置づけられ、社会的な注目が高まっている。

こうした動きとも平行に、里親制度も含めた代替養育制度については、近年研究が蓄積されている。近年のもので代表的なものが安藤藍によるもの(安藤 2017)であろう。安藤は、里親への調査を元に、里親が葛藤と共に保持する立場性について詳細かつ精緻に描き出している。安藤によると、里親は福祉と家族が交錯するものであり、ゆえに里親は、時には相矛盾する 2 つの立場を、葛藤と共に生きている。また、それと関連して、里子との関係における「時間的限定性」——措置委託から措置終了までという限られた時間における関係であること——と「関係的限定性」——“実親”とは異なる立場とならざるを得ないということ——を抱えていることも指摘した。また、こうした葛藤や限定性は、里親をめぐる社会的規範が元で導き出されていることも、安藤の研究は示している。

また、安藤よりもやや積極的に里親制度の意義を検討した園井の研究も挙げられよう。園井も、やはり里親家族へのインタビュー調査を行い、里親が新しい形の家族となりうる可能性を検討している(園井 2013)。

安藤や園井以前にも、里親がいかに親意識を形成していくのか(御園生 2001)、あるいは里親と里子の間にいかにアタッチメントが形成されるのか(御園生 2008)を探った、御園生による研究もある。また、里親ではないが、施設における代替養育に注目し、そこで行われているケアの実践の実態と可能性を検討した藤間公太による研究もある(藤間 2016)(藤間 2017)。

以上のように、里親制度を含めた代替養育制度については、その可能性と課題を指摘する研究や、あるいは当事者がどのような意識を持ち里親を実践しているのか——その矛盾や葛藤、困難も含めて——記述する研究が多く蓄積されてきている。

このように、政策的にも、社会学周辺の研究においても里親制度は注目がされてきたが、そうした中でそれほど明らかにされていないのが天理教の信者による里親活動である、天理教里親の存在である。例外的に、八木三郎によって天理教里親活動が社会的養護全般に持つ意義を検討された論考(八木 2011)と、金子珠理によって天理教里親活動がソーシャル・キャピタル拡大に貢献しうる可能性が指摘された論考(金子 2013)はあるが、ほぼ研究はなされていない。特に、実際の天理教里親に対する調査等を元にした実証的な論文は、管見の限り存在しないと言っている。

しかしながら天理教里親活動は、日本における養育里親の 1 割から 2 割を占めるともされ(金子 2013: 151)、日本における里親活動の主要な部分を担ってきてもいる。そうであるならば、論点先取的であるが、天理教里親活動に注目し、それが日本の里親活動の中でどのように位置づけられてきたのか、実際の天理教里親活動の担い手はどのような意識でどのような実践を行っているのか、今後天理教里親活動はどのように展開されうるのか検討することは、里親制度が注目される社会状況にあってある程度の意義を有するであろう。

そこで本稿では、こうした、今後の天理教里親活動に関する研究の足掛かりを築くために、これまでに何が明らかにされ、今後何が論じられ明らかにされるべきなのか、研究上の論点を導出

し示すことを目的とする。

なお本稿は以下の構成を取る。続く第2章では、本稿の主題と密接にかかわる、里親と天理教についての概説を行う。第3章では、天理教里親活動に関する2つの先行研究を概観し、何が論じられてきたのかを明らかにする。第4章では、第3章までの結果を踏まえ、これまでに論じられていないが今後論じられるべきことを導出する。最後に結果をまとめて本稿を閉じ、今後の研究につなげていくこととしたい。

2. 里親と天理教に関する概説

ここでは、本稿で扱うもののうち主要なものである里親制度と天理教について概説を行う。

2.1 里親制度の概説

まずは里親制度について、安藤藍(2017)によってまとめられた歴史的な経緯と、厚生労働省の解説サイト(厚生労働省 作成年不明)を元に概説しておきたい。

里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の養育を委託する制度である。安藤がまとめたところによると、風習としての「里子」は西暦1000年ごろより既に存在していたとされる。また現在のような要保護児童に対するものとしても、戦前期に既に行われていた。ただしそれらは、「児童保護というよりはむしろ養育費めあて、里子の労働力めあての受託」(安藤 2017: 16)であったとされる。戦後、戦災孤児や浮浪児——すなわち今で言う要保護児童——が多くいた状況を背景に、そうした児童を保護することが急務とされた。そこで児童福祉法が制定され(1947年)、翌年に厚生事務次官より通知(「家庭養育の運営に関して」)が出され里親制度の運用が開始され、次いで1949年に昼間里親制度、1951年に保護受託者制度が作られ、里親制度が本格的に実施され始めた。その後1987年に民法が改正され、特別養子縁組制度が制定されたことで、里親制度もこれに伴って改正されていく。こうして現行の里親制度の原型が——理念的な変遷はもう少し微細に見れば論じるところはあれど——作られていった(以上(安藤 2017: 15-8)を元にまとめた)。

里親制度には、18歳までの(必要な場合は20歳までの)子どもを預かり養育する養育里親、親族関係にある子どもを預かり養育する親族里親、原則6歳未満の子どもを特別養子縁組することを前提として預かり養育する養子縁組里親の3種があり、養育里親の中にはさらに、専門性が高く虐待等専門的なケアが必要な子を養育する専門里親がある¹。なお、いずれの里親についても、里親手当と生活費が支給される。

里親になるためには、総体的な要件3つと、里親の種類に応じた要件とが定められている。総体的な要件のみを挙げておくと以下のようなになる。

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ② 経済的に困窮していないこと(親族里親は除く。)

¹ 親族里親制度と専門里親制度は2002年に創設された。また、2008年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とが区分された(厚生労働省 2018: 1)。

③里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。

ア成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）

イ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者（厚生労働省 2018: 3）

2018年10月現在での数値的なデータを見てみると、養育里親については、登録里親数が9073世帯、委託里親数が3180世帯、委託児童数が3943人となっており、その内専門里親については、登録里親数が689世帯、委託里親数が167世帯、委託児童数が202人となっている。親族里親については、登録里親数が526世帯、委託里親数が513世帯、委託児童数が744人となっている。最後に養子縁組里親については、登録里親数が3798世帯、委託里親数が309世帯、委託児童数が301人となっている（厚生労働省 2018: 1）。これをまとめると以下の表のようになる。

表1：里親に関する数値的データ

	養育里親		親族里親	養子縁組里親
		専門里親		
登録里親数	9073 世帯	689 世帯	526 世帯	3798 世帯
委託里親数	3180 世帯	167 世帯	513 世帯	309 世帯
委託児童数	3943 人	202 人	744 人	301 人

また、里親に養育される児童の数は年々増えており、以下の図のようになっている。

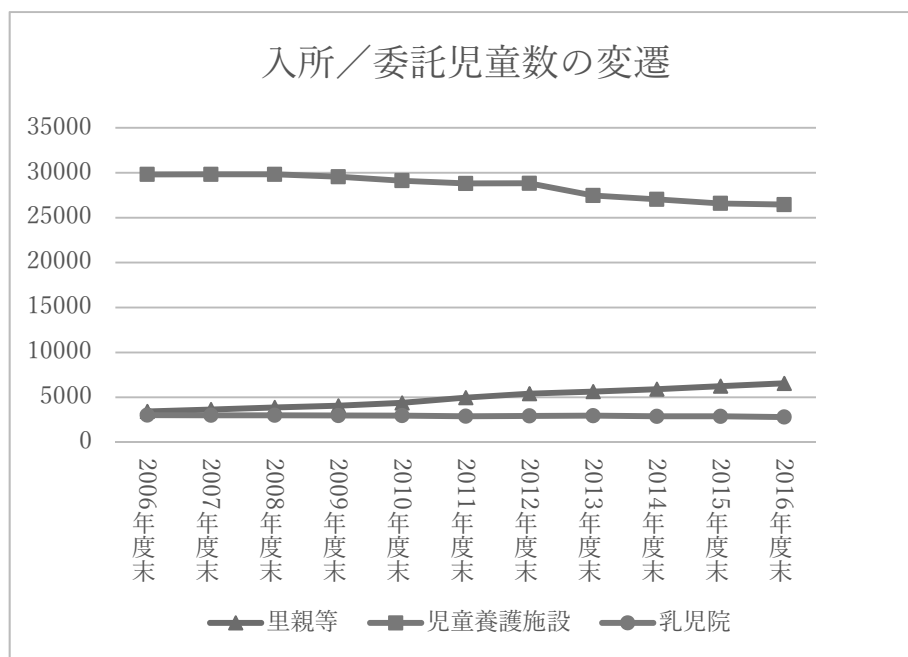


図 1：施設入所／里親委託児童数の変遷²
 ((厚生労働省 2018:6) を元に筆者が作成)

上掲図で言えば最新の 2016 年度末時点で里親委託児童数は 6546 人、要保護児童全体の 18.3% を占める。上述したような政策的に里親制度が重視されつつある状況を反映して、里親に委託される児童数も実際に増えていっている。日本においては児童養護施設や乳児院における養育が主であったため、まだ数としては児童養護施設で養育されている児童が圧倒的に多いのだが、徐々に里親制度へとシフトしているわけである。とはいえ、目標とする 50%/75% まではまだ遠いこともまた事実である。

ちなみに、里親委託率は都道府県によってかなり大きな差があり、厚生労働省作成の資料をそのまま転載すると以下ようになる。

都道府県市別の里親等委託率の差
 69 都道府県市別里親等委託率 (平成 28 年度末)

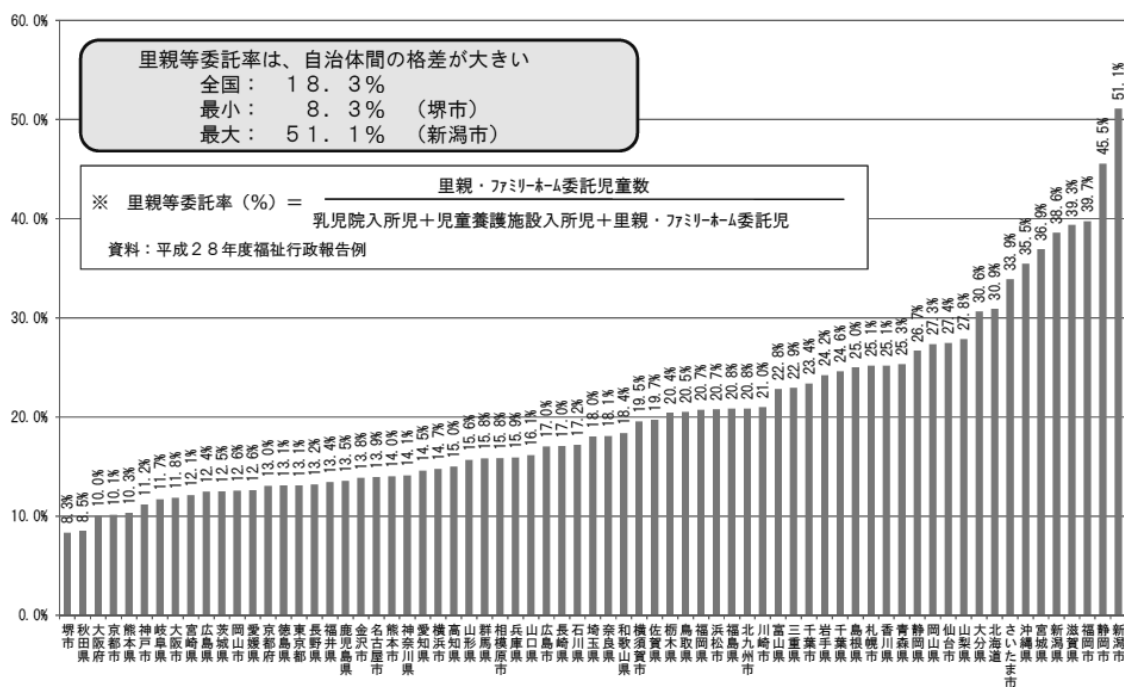


図 2：都道府県別里親委託率
 ((厚生労働省 2018:7) より転載)

2.2 天理教の概説

続いて、天理教について概説を行いたい。天理教は、1798 年に現在で言う天理市に生まれた中山みきを教祖とする新宗教である。天理教そのものが始まったのは 1838 年 10 月 26 日とされ、中山みきが、息子の秀司の足痛を治すための祈禱を手伝っている際に神がかりとなり叫んだことから、この日が「立教の日」と定められている。「ひのきしん」(信者による労働奉仕活動)「よふぼく」(信者のこと)「ちば」(聖地)といった独特の言葉を用いることにも特徴があり、これは信

²具体的な数値を示すと図が煩雑になるため省略した。以下図 3、図 4 も同様である。

者に庶民が多かったことから、庶民に伝わる言葉を選んだためだともされている（新宗教研究会 2005: 57-61）。

信者数は世界で 200 万人を超え（天理教 2018）、都道府県ごとに「教区」を設け布教を行っている。また、天理教には教会と布教所があり、それぞれ下図のような変遷をたどっている。

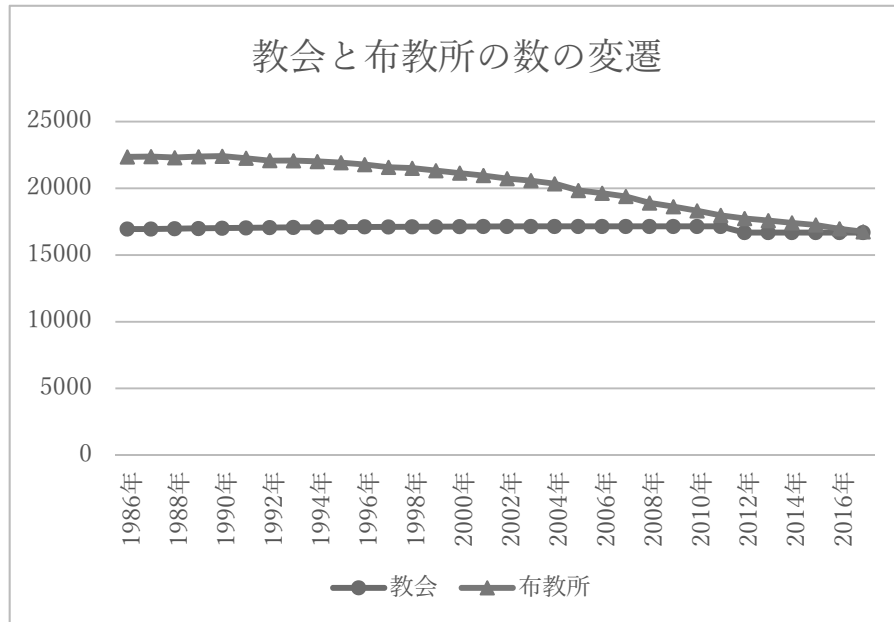


図 3：天理教の教会と布教所の数の変遷
 ((天理教教廳總務部調査課編 2018:2) を元に筆者が作成)

また、信者数（よふぼく数）の変遷は下図のようになる。

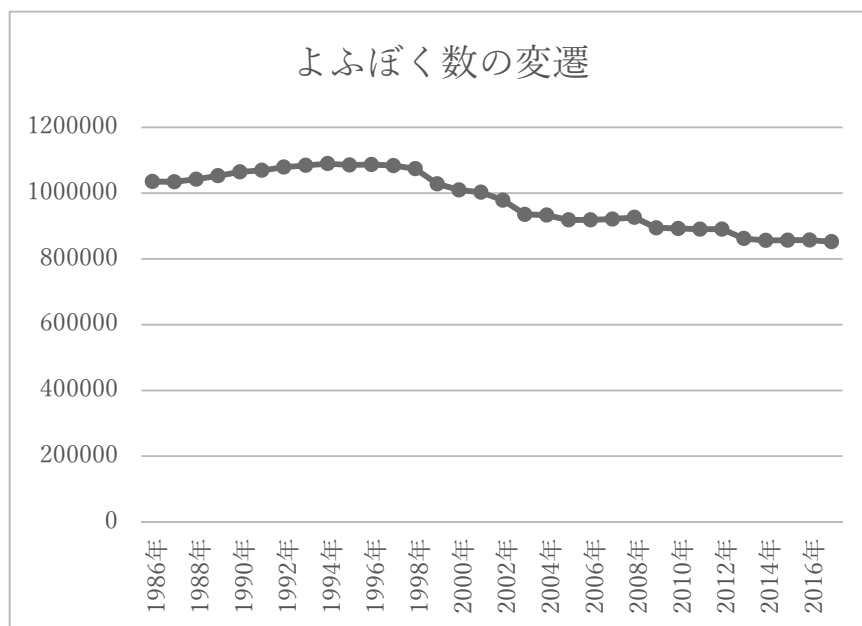


図 4：よふぼく数の変遷³

³なお、天理教のホームページで示されている信者数（200 万人）とこの図におけるよふぼくの数

((天理教教廳總務部調査課編 2018:3) を元に筆者が作成)

2017年時点でも17000近くの教会と布教所を、また、信者数は80万人以上を抱える、ある程度の規模がある宗教団体であるが、漸減していることも事実である。

3. 天理教里親について今までに明らかにされてきたこと

ここでは、八木(2011)と金子(2013)を概観し、これまで天理教里親に関して明らかにされてきたことを順にまとめることとしたい。

3.1 八木論文で明らかにされたこと

まずは八木論文の概要を述べる。

八木論文の目的は、第1に「わが国の児童養護の現状と課題を明らか」(八木 2011: 39)にすること、第2に「社会的養護の一つであり、近年クローズアップされる里親の実態及び天理教の教会が里親に関わるその意義」(八木 2011: 39)を明らかにすることと設定されている。その背景としては、日本において、「少子化の進行と同時に児童虐待が年々増加している」(八木 2011: 39)こと⁴があげられている。本稿では、本稿の主題に関わる第2の目的に関わる部分に限定して概観したい。

八木は、児童虐待の実態と社会的養護の実態を主に公的統計を元に示した上で、「里親は重要な児童養護の選択肢の一つであり、大きな役割を有すると考える」(八木 2011: 48)と述べる。その上で、さらにその中で里親制度の重要性が今後マスであろうことを述べた後、「天理教の信者で、この里親活動に関わる者は少なくない」(八木 2011: 51)と指摘する。

八木によると、天理教の社会福祉活動においては、里親制度が現在のように社会的に重要視される以前より優先的な位置を占めてきたとされる。天理教内における里親活動の位置づけや制度化は、八木によって以下のようにまとめられている。

天理教の里親活動については、昭和56(1981)年に天理教の信者である養育里親より「教内の里親活動の啓蒙と里親の開拓を図りたい」との要望を国内布教伝道部福祉課(現・布教部福祉課)が受け、それを契機に『天理時報』で「教内登録里親実態調査」を実施している。その後、同年10月に「天理教里親会」を結成し、1983(昭和58)年に「天理教里親連盟」と改称し、教内信者への里親活動の啓蒙に力を注いでいる。(八木 2011: 51)

また、こうした形で天理教において里親活動に注力されることの背景には、天理教の教義の影響があるとされる。

初代真柱(中山みきの息子である中山眞之亮:引用者注)が養育方針として示した「人の

は一致しない。なぜ一致しないのか原因等は不明であるが、本稿では正確な信者数/よふぼく数を必要とすることはないため、この点に立ち入ることはしない。

⁴ 児童虐待そのものが増加しているかどうかについては議論が分かれるところであるが(上野1996)(内田2009)、本稿ではそこに立ち入ることはしない。

子も我が子もおなじころもておふしたててよこのみちの人」という歌を基本信条としている。また、「人の子を預って育ててやる程の大きなたすけはない」という『稿本天理教教祖伝逸話篇』に記される言葉を基に人たすけの一環として社会的養護に積極的に関わっている。(八木 2011: 51)

すなわち、天理教の教義として「人の子を預かって育ててやる程の大きなたすけはない」というものがあるがゆえに、天理教里親活動が発展しているという位置づけがなされている⁵。その上で八木は、里親活動を行っている天理教関係者の数を示す。八木によると、2005年時点で「天理教里親連盟の会員数は289名、里親登録数212名、養育家庭116名、委託児童数199名となっている。(中略)全国数値からいえば、委託児童の6%が天理教信仰者の里親が養育して」(八木 2011: 51) いることとなっており、日本において里親として活動している者の内かなりの程度を天理教関係者が占めているとされた。

こうして、天理教里親活動の実態を述べた上で八木は、天理教里親活動には1つの課題があると述べる。それは、里親に対して手当てが出ることに對して提示される『職業里親は子どもを食い物にしているのではないか』等のネガティブな考えが教内にはいまだに根強くある」(八木 2011: 51-2) ことである。すなわち、宗教活動と有償の福祉活動をいかに両立させるかということにおいて課題があるということである。

この課題を解決するためには、八木は、「教会活動と里親活動との教理的整理が不可欠」(八木 2011: 53) と述べ、天理教の教義を再検討することによって、宗教活動と有償の福祉活動とを両立させる道を探るべきだとする。

以上が八木論文の――主に天理教里親活動に関わる――概要である。要するに、天理教里親活動は重要なものであるから、教義を再解釈することによって整合性を取るべしとする指摘がなされていると言える。さて、この指摘自体は――もちろん天理教の枠内で諸活動を実践する場合には重要な指摘であろうが――天理教里親活動をその枠の外から検討する際には、こうした指摘と軌を一にするような再解釈の実践が、実際に天理教里親活動に関わる人々においてどのようになされているかを見ることの意味を示してくれていると考えられよう。すなわち、里親というフォーマルな制度が、信仰の当事者において信仰の実践といかに整合性が取られてきたのかということである。このことについては検討されるべき価値があると思われる。

3.2 金子論文で明らかにされたこと

続いて、金子論文の概要を述べていきたい。

金子論文においては、天理教が里親活動のみならず社会福祉活動等を実施してきたこと、にもかかわらずその認知が広がっていないことをふまえた上で、天理教の有する「宗教的ソーシャル・キャピタル」(金子 2013: 150) の機能を明らかにすることを目的として天理教里親活動に注目をしている。

⁵ ちなみにこの「人の子を預かって育ててやる程の大きなたすけはない」という言葉は、天理教里親にインタビューをしている際にもよく聞かれる言葉である。

なお、「宗教的ソーシャル・キャピタル」とは、堀内一史によって示された概念であり、

単に宗教団体内における宗教的諸活動に限らず、全体社会の中で信仰者が関わりを持つ宗教価値に基づいた社会的実践の効果として生み出される社会ネットワーク、ご修正の規範、相互扶助、信頼（堀内 2008: 106（金子 2013: 150）より重引）

とされている。

さて、こうした概念で天理教里親活動を捉えるにあたり、金子も、養育里親の15~20%を天理教里親が占めているとし（天理教社会福祉百年史編集委員会 2010）（金子 2013: 151）より重引）、さらにそれが近年「教内機関紙（誌）」においてその推進が積極的に図られるようになり、いわば『里親ブーム』の観を呈している」（金子 2013: 151）とする。またその背景には、親密圏すなわち近代家族が実のところ持つ暴力性や制約性を背景とし、「むしろ家族を超えた『もう一つの家族的なつながり』が今や宗教という『もう一つの親密圏』においても試みられている」（金子 2013: 151-2）ことがあると指摘する。

その上で金子は論を進める。金子が特に注目するのは、天理教の里親活動が基盤としている、天理教の教義である。すなわち、天理教においては社会的弱者に対する教会での受け入れと自立支援が脈々となされてきた歴史があり、ゆえに「里親制度は1948年に法的に確立されたが、それ以前にも天理教の教会では『里親』の土壌は形成されていたと考え」（金子 2013: 157）なお、引用に際し漢数字を改めた）られる。たとえば、天理教里親連盟の初代委員長を務めた升本栄久も、「脅威階の一室を児童収容施設『ぼくの家』に当てていた」（金子 2013: 157）とのことであり、さらには、升本に限らず、天理教内全体としても「第二次大戦直後に、『孤児を育てよう』のスローガンの下に、『一教会一名』の里引き受けを目標とする運動が展開された」（金子 2013: 158）とされる。すなわち里親制度が公的に制度化される以前から、天理教においては、信仰実践の中で里親制度が実質的になされていたわけであり、むしろそうした実践を後追いする／制度化する形で里親制度が開始されていったという経緯がある。また、八木論文でも触れられた、中山眞之亮による「人の子も我が子もおなじこころもておふしたててよこのみちの人」の言葉が金子論文においても紹介され、こうした背景の中で、現在に至るまで天理教の教会を基盤とした里親活動がなされていることが示されている。こうした、信仰実践をベースにした里親活動が拡大している一方で、「教会で毎朝夕に行われる宗教儀礼、『おつとめ』への参加の是非」（金子 2013: 163）が問題となっていることも指摘されている。すなわち、里親制度という公的制度の中で、子どもを委託された側が信仰し実践する宗教儀礼に、里子も共に参加する機会が多いことをどう評価するかということである。この点については各教会で評価と実施方法に若干の差があることも金子論文においては示されている（金子 2013: 163-4）。

続いて金子は、北九州で里親・ファミリーホームを長く続けており研究者として論文も多く著している土井高德の「土井ホーム」と、若狭一廣が東京都荒川区で行っているファミリーホーム「陽気ぐらしの家わかさ」に注目する。その上で、「土井ホーム」は、多くの専門家と連携し地域との関係も築いていくことにより、地域と要保護児童をつなぐ「中間施設」（金子 2013: 170）としての機能を果たしていること、「陽気ぐらしの家わかさ」は、天理教教会を中心に要保護児童ら——保護対象年齢を超えて結婚等をした元要保護児童も含めて——の居住地が点在することで、教会が地域で要保護児童らが暮らす際の中心点として機能する「衛星型コミュニティ」（金子

2013: 171) となっていると指摘している。

以上のように実際の事例を見た上で、金子は、

各種の社会的資源を活用しながら、「たすけ」精神や人的ネットワーク、教会生活などといった天理教独自の資源を駆使して切り開いてきた天理教里親活動は、社会全体で取り組むべき家庭的養護への関心を喚起し、それを普遍化し社会へと橋渡し (bridging) していく原動力となっているのである。(金子 2013: 174)

としている。「橋渡し」との語があることから、ここで金子は、天理教里親活動は、ソーシャル・キャピタルの中でも異質な者や集団同士をつなぐ機能を——同一性の高い者や集団同士をつなぐボンディングの機能ではなく——強く持っているとして解釈していると思われる。

4. 今後論じられるべきこと

さて、以上のように天理教里親活動に関する主要な先行研究を概観した上で、今後何が論じられるべきなのかを検討することとしたい。

4.1 天理教里親の行っている実践についての検討

まず今後論じられるべきこととして想定されるのは、天理教里親が実際に日々どのような実践を行っているのかということであろう。八木も金子も共に、天理教里親活動を行っている団体の記録や、天理教里親の手記を元に天理教里親活動の分析を行っている。そのこと自体が大変意義深いことには疑問の余地はないが、一般論として記録や手記はどうしても公的な性格を持つものであるがゆえにある程度表向きのことが記されていることも多く、また、特に団体の記録については、個々人の個別的な実践が捨象されていることも多い。

そこで今後必要とされるべきは、実際に天理教里親を行っている人々に対する調査——それもおそらく質的調査が有効だろう——を実施することであろう。これまで多くの社会学的質的調査が明らかにしてきたように、公的な記録や手記からは零れ落ちるような実践を人々は行っており、またそうした実践が持つ社会的な意味を検討することは、社会学が行うべきことである。天理教里親活動についても同様で、上述のように養育里親の 1 割から 2 割程度を占めるともされるほど社会的に重要な位置を占めながら、それほど調査がなされていない天理教里親の活動を明らかにすることは、社会学的に意味があることであろう。公的な記録や手記には出てこないような、日常的な、場合によっては些末な実践がどのようになされ、それがどのように里親活動を可能としているのか、またその実践が個々の里親の範疇を超えて社会的にどのような働きかけを持つに至っているのか検討することは意義深いと思われる。

より具体的には、天理教里親が里親活動を実践しながら、里子と信仰をどのように接触させているのか／していないのか、あるいは、天理教里親の有する里親観や家族観——それらは天理教の教義とも関係するだろう——が、里子との関係にどのように影響をしているのか、またそうした里親観や家族観は非天理教里親とどのように異同があるのか。あるいは八木や金子が指摘してきた、里親活動の実践と信仰実践がどのように折り合いを付けられているのか／いないのか、論じるべきことは多数ある。

以上のように、具体的には論じられるべきことは多いが、こうしたことを再度単純な問いに直

すならば、「天理教里親は何をやっているのか」を問うことこそが今後論じられるべきことの1つであろうと思われる。なおこの点については、既に天理教里親の当事者3家族にインタビュー調査を開始しており、この点を明らかにすることは可能な状況となりつつあることも付記しておきたい。

4.2 集合的实践としての天理教里親活動についての検討

第2に論じられるべきは、天理教里親たちが行っている実践を明らかにすることである。論点先取的になってしまうが、前節末尾に述べたように、筆者は、天理教里親へのインタビュー調査を既に実施している状況にある。インタビュー中に多く出てくるのが、「天理教里親会」という当事者団体の存在である。天理教の信者に限らず、里親をやっている人々が里や養育の方法を共有したり、日々の悩みを相談し合ったりする里親会活動も存在するが、天理教の信者に限定された里親会活動も同時に存在していることが明らかになっている。こうした、天理教里親会が、里親制度というフォーマルな制度と信仰をいかに整合的に融合させているのかをはじめとした、天理教里親たちが会として集団的に行っている諸実践がどのようなものでそれがどういう意味を持つのか明らかにすることもまた、社会学的に意義深いことであろう。

天理教という宗教団体の中で里親会という組織がどのように位置づけられ、どのように機能しているのか。あるいは、里親制度という公的制度の中で天理教里親会という組織がどのように位置づけられ、他の里親や里親会とどのように相互作用をし、それがどう機能しているのか。こうしたことは社会学的に探究されるべき点であると言える。たとえばそれは、当事者運動に対する諸研究（たとえば障害者の当事者運動についての研究であれば（横田・立岩・臼井 2016）など）の枠組みを援用しながら論じることは可能であろうし有意義である。このように、「天理教里親たちは集団として何をやっているのか」を問うことも今後論じられるべきこととして挙げられよう。

4.3 公的な正統性が付与されるプロセスについての検討

第3に論じられるべきは、天理教里親活動が公的に——より具体的には行政から——正統性をどのように付与されているのかということであろう。これは、金子も指摘しているように、天理教里親たちが行っている「おつとめ」など、天理教里親活動の中には信仰実践も不可分に含まれているのだが、そうしたことは公的にやや認められにくいことだとも思われる。行政が、里親活動という公的制度の中で特定の信仰実践が行われることを後押し／黙認することとも理解されかねないからである。この点について金子は、天理教社会福祉百年史編集委員会（2010）による百年史を元に、「難しい子どもも積極的に引き受けてきたことで築かれた行政との信頼関係もあって、行政からも一定の理解が得られているという」（金子 2013: 163）とする。筆者も実際に行っているインタビュー等でそのことは実感しているが、では、「行政との信頼関係」や「一定の理解」が築かれるまでにどのようなプロセスがあり、特に行政においてそのことがどのようにクリアされてきたのか。実はこの点はそれほど明らかにされていない。

筆者も「おつとめ」がなされていることをもって天理教里親活動が不適正であるとは全く考えていないが、そのこととは別に、おそらく行政内部で問題視された可能性が高いこうしたことがいかに許容されてきたのか論じることは、社会におけるフォーマルな制度と信仰実践——というインフォーマルなもの——とがどのように融合／妥協がなされ、それによって社会が成立しているのかを明らかにすることになり、やはり社会学的に意義深い。

この、「信仰実践が公的に許容されたのはなぜか」を問うことも、今後論じられるべきこととして挙げられよう。

5. おわりに

最後に、ここまで議論してきたことをまとめて、本稿を閉じることとしたい。

日本においては、戦後より里親活動が制度化されており、近年その重要性が増している。その一方で、日本において里親活動のかなりの部分を担ってきた、天理教信者による里親活動も存在するのだが、社会的にも研究上も、それほど注目されていない。

そこで本稿では、数少ない天理教里親活動に関する先行研究2つを検討し、そこで明らかにされたこと——天理教の教義と里親活動との整合性があることと、天理教里親活動が「宗教的ソーシャル・キャピタル」としての機能を有していること——を示した。

その上で、今後天理教里親活動に関して論じられるべきこととして、「天理教里親は何をやっているのか」「天理教里親たちは集団として何をやっているのか」「信仰実践が公的に許容されたのはなぜか」という3つの問いを導出した。

今後は、上述したインタビュー調査をさらに進めながら、この3つの問いを中心として明らかにしていくこととしたい。そうすることは、日本において福祉と宗教がどのような関係を取り結んでおり、それが日本社会——における主として社会的弱者への支援——をどのように担ってきたのか、従来とは異なる側面から明らかにすることになり、特に福祉社会学的に重要な知見が得られるのではないだろうかと考えている。

文献

安藤藍, 2017, 『里親であることの葛藤と対処』ミネルヴァ書房。

藤間公太, 2016, 「施設養護家庭論の検討——児童自立支援施設での質的調査から」『社会学評論』67 (2) :148-65.

———, 2017, 『代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房。

堀内一史, 2008, 「ソーシャル・キャピタルとボランティア」稲葉洋二編著『ソーシャル・キャピタルの潜在力』日本評論社, 105-33.

金子珠理, 2013, 「ソーシャル・キャピタルとしての天理教里親活動の可能性」葛西賢太・板井正斉編著『叢書宗教とソーシャル・キャピタル3 ケアとしての宗教』明石書店, 150-79.

厚生労働省, 2017, 『新しい社会的養育ビジョン』(2018年12月27日取得,

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>).

———, 2018, 『里親制度(資料集)』(2018年12月28日取得,

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000358499.pdf>).

———, 作成年不明, 『里親制度等について』(2018年12月28日取得,

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html).

御園生直美, 2001, 「里親の親意識の形成過程」『白百合女子大学発達臨床センター紀要』5:37-47.

———, 2008, 「里親養育とアタッチメント」『子どもの虐待とネグレクト』10 (3) :307-14.

- 新宗教研究会，2005，『増補改訂版新宗教ガイドブック』KKベストブック．
- 園井ゆり，2013，『里親制度の家族社会学——養育家族の可能性』．
- 天理教，2018，『天理教について——概要』（2018年12月28日取得，
<https://www.tenrikyo.or.jp/jpn/about/>）．
- 天理教教廳総務部調査課編，2018，『第86回天理教統計年鑑』天理教教庁総務部調査課．
- 天理教社会福祉百年史編集委員会，2010，『陽気ゆさんへの道——天理教社会福祉の百年』天理教社会福祉研究会．
- 上野加代子，1996，『児童虐待の社会学』世界思想社．
- 内田良，2009，『「児童虐待」へのまなざし——社会現象はどう語られるのか』世界思想社．
- 八木三郎，2011，「社会的養護における天理教里親の意義」『天理大学おやさと研究所年報』17:39-57．
- 横田弘・立岩真也・臼井正樹，2016，『われらは愛と正義を否定する——脳性マヒ者横田弘と「青い芝」』生活書院．